月報

国立国会図書館



特集 国会と国民をつなぐ―調査及び立法考査局憲法とは―専門調査員に聞く

特別企画 阿刀田高インタビュー

本と読書の曲がり角一ふたたび図書館の現場から 第2回

 $\left(2014.2
ight)$ No. 635

国立国会図書館利用案内

東京本館

所 地 〒100-8924 東京都千代田区永田町1-10-1 在

電話番号 03(3581)2331

03(3506)3300(音声サービス) 利 用 案 内

ホームページ http://www.ndl.go.jp/

利用できる人 満18歳以上の方

ただし、満18歳未満の方には、個別に相談に応じています。詳しくはホームページをご覧ください。

資料の利用 館内利用のみ。館外への帯出はできません。

日曜日、国民の祝日・休日、年末年始、資料整理休館日(第3水曜日) 休 館 日

おもな資料 和洋の図書、和雑誌、洋雑誌(年刊誌、モノグラフシリーズの一部)、和洋の新聞、各専門室資料

開 館 時 間 月~金曜日 9:30~19:00 土曜日 9:30~17:00

※ただし、音楽・映像資料室、憲政資料室、古典籍資料室の開室 時間は17:00までです。

即日複写受付 月~金曜日 10:00~18:00 土曜日 10:00~16:00 後日郵送複写受付★ 月~金曜日 10:00~18:30 土曜日 10:00~16:30

資料請求受付★ 月~金曜日 9:30~18:00 土曜日 9:30~16:00 ※ただし、音楽・映像資料室、憲政資料室、古典籍資料室の資料

請求時間は16:00までです。

★登録利用者限定のサービスです。

■見学のお申込み/国立国会図書館 利用者サービス部 サービス運営課 03(3581)2331 内線25211

関西館

在 〒619-0287 京都府相楽郡精華町精華台8-1-3

電 話 番 号 0774(98)1200(音声サービス)

ホームページ http://www.ndl.go.jp/

利用できる人 満18歳以上の方

ただし、満18歳未満の方には、個別に相談に応じています。詳しくはホームページをご覧ください。

資料の利用 館内利用のみ。館外への帯出はできません。

館 日 日曜日、国民の祝日・休日、年末年始、資料整理休館日(第3水曜日)

和図書・和雑誌・新聞の一部、洋雑誌、アジア言語資料・アジア関係資料(図書、雑誌、新聞)、 おもな資料

科学技術関係資料、文部科学省科学研究費補助金研究成果報告書、博士論文

- サービス時間

開 館 時 間 月~土曜日 10:00~18:00 即日複写受付 月~土曜日10:00~17:00 資料請求受付★ 月~土曜日 10:00~17:15 後日郵送複写受付★ 月~土曜日 10:00~17:45

セルフ複写受付 月~十曜日 10:00~17:30 ★登録利用者限定のサービスです。

■見学のお申込み/国立国会図書館 関西館 総務課 0774(98)1224 [直通]

国際子ども図書館

〒110-0007 東京都台東区上野公園12-49 在

電 話 番 号 03(3827)2053

03(3827)2069(音声サービス) 利 用 案 内

ホームページ http://www.kodomo.go.jp/

利用できる人 どなたでも利用できます。

館内利用のみ。館外への帯出はできません。 資料の利用

館日 月曜日、国民の祝日・休日(5月5日こどもの日は開館)、年末年始、資料整理休館日(第3水曜日)

> ※第一・第二資料室は、休館日のほか日曜日に休室します。メディアふれあいコーナーと本のミュージアムは、 行事等のため休室することがあります。

おもな資料 国内外の児童図書・児童雑誌、児童書関連資料

- サービス時間 —

開 館 時 間 火~日曜日 9:30~17:00 **1階子どものへや、世界を知るへや、3階メディアふれあいコーナー、本のミュージアムの利用時間は、 開館時間と同じく9:30~17:00です。

資料請求受付 火~土曜日 9:30~16:30

第一・第二資料室の利用時間 閲 覧 時 間 火~土曜日 9:30~17:00 複写サービス時間

即日複写受付 火~日曜日 10:00~16:00

後日郵送複写受付 火~日曜日 10:00~16:30

複写製品引渡し 火~日曜日 10:30~12:00 13:00~16:30

■見学のお申込み/国立国会図書館 国際子ども図書館 03(3827)2053 [代表]

CONTENTS

- ○2 生まれながらの調停者 安達峰一郎と常設国際司法裁判所 今月の一冊 国立国会図書館の蔵書から
- 4 特別企画 阿刀田高インタビュー 本と読書の曲がり角一ふたたび図書館の現場から 第2回 高い民度を求めて
- 国会と国民をつなぐ―調査及び立法考査局 11 特集
- 12 憲法とは一専門調査員に聞く
- 17 読むと国政がわかる!―調査及び立法考査局の刊行物
- 20 ウェブで調べる!国会情報
- 22 議会官庁資料室で調べる
- 28 ようこそ、心躍るひとときへ―蘆原英了コレクションの世界― 2. シャンソン
- 25 館内スコープ 資料の海から最適な情報を オーダーメイドの調査報告
- 26 本屋にない本
 - ○『サークル誌の時代 労働者の文学運動1950-60年代 福岡 2011年福岡市文学館企画展』
 - ○『風雪の百年 チッソ株式会社史』
- 32 NDL NEWS
 - ○法規の制定
 - ○国立情報学研究所 (NII)、科学技術振興機構 (JST)、 国立国会図書館(NDL)の3機関長による会談
 - ○平成25年度国立国会図書館長と大学図書館長との懇 談会

34 お知らせ

- ○消費税率の引上げに伴う複写料金等の取扱いについて
- ○雑誌記事索引がOCLCを通じて利用できるようにな りました
- ○平成25年度の利用者アンケートの結果を公表しました
- ○新刊案内 国立国会図書館の編集・刊行物

今月の一冊 February

国立国会図書館の蔵書から

生まれながらの調停者 安達峰一郎と常設国際司法裁判所

樋山 千冬

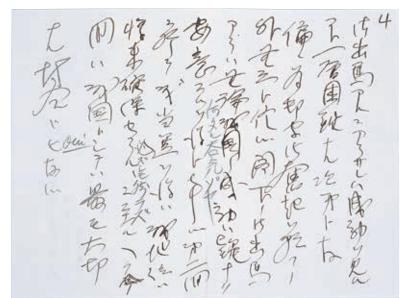


左:【写真1】 安達峰一郎関係文書書類の部1158 <東京本館憲政資料室所蔵> 1915年10月1日、サンフランシ スコで開かれていたパナマ太平洋 万国博覧会のスタジオで作製され たもの。当時安達はメキシコ公使 を務めていた。

下:【写真2】 安達峰一郎関係文書書簡の部706-3 <東京本館憲政資料室所蔵>



【写真3】写真2左上(拡大) ※写真2の資料は、マイクロフィルムでのご利用となります。



このシルエット【写真1】は、ある戦前の外交官のものです。 ポーツマス講和会議、パリ講和会議や国際連盟といった外 交の第一線で活躍したのち、「常設国際司法裁判所」の所 長を務めた安達峰一郎(1869-1934)です。

領土問題の解決手段として、最近時々名の挙がる「国際 司法裁判所」という機関があります。この国際司法裁判所 には前身といえる機関がありました。それが第一次世界大 戦後の1922年に設立された常設国際司法裁判所です。

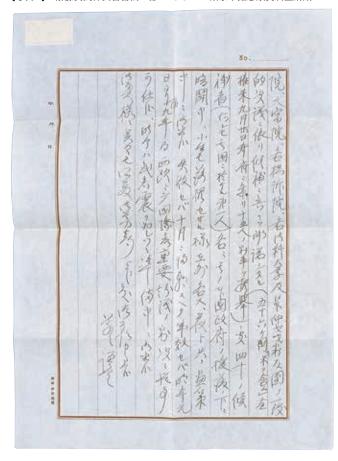
常設国際司法裁判所の判事は、世界各国の候補者から選 挙されました。第一次世界大戦の反省をふまえて理想主義的 な雰囲気の中で創設された裁判所でしたが、いったん判事の 選挙となれば国家同士が激しい選挙戦を繰り広げたのです。

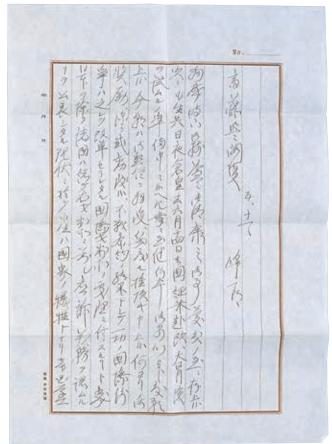
【写真2】は1929年末、安達の知己で、翌年1月から開 かれる海軍軍縮会議の日本全権団の一員としてロンドン滞 在中だった山川端夫 (1873-1962) から、判事に立候補す ることになっていた安達に送られた手紙です。

安達は、山川の「閣下ノ御出馬アラハ無論我国ノ成功ハ 疑ナク」の言葉には「何タル呑気ゾヤ」と、「我地位ハ将 来確保セラルル」に対しては「必ズシモ然ラズ」と、辛辣 ともいえるコメントを直に書き込んでいます【写真3】。手 紙を送った山川が安達を激励するつもりであったことは明 らかでしょう。しかし、国家の利害が互いに衝突する外交 のリアリズムを目の当たりにしてきた安達には、励まし の言葉でさえ楽観的に過ぎると映ったのかもしれません。 1930年5月、斎藤実(1858-1936、第30代首相)に書き送っ た私信の中で安達は、判事の候補者たちがそれぞれ「本国 政府ノ援護ノ下ニ暗闘中」であると述べています【写真4】。

厳しい選挙戦を乗り越え、1930年9月、安達は第一位で 当選を果たします。1931年1月には判事の互選により所長 となりました。

老練な外交官であった安達ですが、常設国際司法裁判所 を国家間の権力政治の道具にさせまいと考えていたようで





参考文献:

- ●横田喜三郎「国宝的存在の安達博士」『世界の良心 安達峰一郎博士』 安達峰一郎記念館 1969 pp.11-28 <請求記号 GK32-H15>
- ●『安達峰一郎、人と業績』 安達峰一郎記念財団 2009 <請求記号 GK32-J9>
- Jones, Dorothy V. Toward a just world: the critical years in the search for international justice. University of Chicago Press 2002 <請求記号 A75-B12>

す。所長の就任演説では、常設国際司法裁判所を「法に基 づく平和という理念の具現化」を目指すものだと明確に述 べています¹。東京帝国大学で国際法を学び、1920年に国 際連盟理事会から法律家諮問委員に任命されて常設国際司 法裁判所規程の起草に携わった安達は、国際紛争を司法的 に解決する機関としての裁判所の理念の重みをよく理解し ていたはずです。この演説で、理念の実現に向けた決意の ほどを示したのです。

安達は3年間にわたり所長の地位にあって、東部グリー ンランド事件の裁判(デンマーク対ノルウェー、1933年 4月5日判決)などに携わりました。「生まれながらの調停 者」と呼ばれることさえあった安達は2、国際情勢に通じ ていただけでなく、その穏やかな態度と国際法の見識に よって、他の判事たちや各国の法律家から信頼を勝ち得た といいます。

1932年に刊行された常設国際司法裁判所の10年間の活

動をまとめた図書の序言において安達は、裁判所の役割は 未来を見据えることにあり、10年は国際機関の存続期間 としては短すぎると述べています³。当時、次第に緊張を 強めていた国際情勢の中で、裁判所が活動を続けていくこ との困難さを見ていたのかもしれません。

安達は、1934年に判事の職にあったままオランダで客死 し、常設国際司法裁判所は第二次世界大戦によって機能を 停止してしまいます。しかし常設国際司法裁判所は、1945 年に設立された国際司法裁判所に実質的に受け継がれ、常 設国際司法裁判所で生み出された法概念は、現代の国際裁 判においてもなお重要な役割を果たしているのです。

(ひやま ちふゆ 調査及び立法考査局外交防衛課)

¹ Permanent Court of International Justice, ser. E, no.7: seventh annual report. pp.20-21

² Spiermann, Ole. International legal argument in the Permanent Court of International Justice: the rise of the international judiciary. Cambridge University Press 2010 p.301

³ Ten years of international jurisdiction (1922-1932). A. W. Sijthof 1932 p.5

特別企画 阿刀田高インタビュー

本と読書の曲がり角

―ふたたび図書館の現場から

第2回 高い民度を求めて



阿刀田高氏は作家として多くの作品を世に 送り出し、日本ペンクラブ会長として作家の 主張を代弁してこられました。また、文化庁 文化審議会会長として、日本語文化について 専門的な見地から助言を行うなど、数多くの 実績を残しておられます。また、国立国会図 書館OBであり、図書館事情にも精通してお られ、現在は、山梨県立図書館長として住民 に向けた図書館サービスを陣頭指揮しておら れます。作家と図書館という二つの立場にま たがりご活躍されている氏に、インターネッ ト時代の日本語文化の行く末と図書館の役割、 国立国会図書館への期待などについてインタ ビューし、その様子を2回にわたりご紹介して います。今回はその2回目です。

(聞き手:総務部総務課)

デジタル化事業と図書館

-国立国会図書館では、平成21年度から3か年で大 規模デジタル化事業 * を実施しました。また昨年度から、 東日本大震災アーカイブ事業²にも取り組んでいます。 デジタル化によって広く、多くの人に情報を届け、そし て情報を記録として残して行くという課題があります。 こういった事業をどのようにご覧になっていますか?

国立国会図書館の本来の使命は保存図書館で、 デジタル化によって日本の資料をきちっと残すと いうのは存在理由の一つですから、それは当然 やっていかねばならないし、当然しっかりとやっ ていってほしいですね。ただ惜しむらくは、書誌 学というのはどういう紙を使って、どういうイン キを使っていたかということさえも研究対象に含 まれているんですが、デジタル化は、書誌学のか なり重要な部分を切り捨てるという前提に立っ ているやり方なんですよね。実際、平成25年の 日本で、こういう本がこういう紙や活字を使って 出版されたという事実を残すことが本来の保存図 書館の意味のはずなんですよね。だけどデジタル 化というと、その内容だけは尊重しますけど、書 誌学のある部分は完全にオミットせざるを得ない という宿命を背負っているんで、これによって書 誌学は滅びるんじゃないかと思うほど、大きな問 題を含んでいますよね。書誌学なんかあってもな くてもいいと思う人が世の中にはいっぱいいるだ

ろうと思うけど、人間の英知というものを、そう 簡単に切り捨てていいものか、書誌学には一定の 意味があるんだろうと思いますよね。まあ、その 辺が大問題だけれども、やっぱりここの図書館が やって行かなければならないことだろうと思いま すね。資料の電子化は全部終わったんですか?

――まだ継続しています。古典籍等の古い資料から始 めて、その後も徐々に進めています。

著作権が切れているものは公にすることはでき るけれども、著作権の残ってるものはできない。 デジタル化すること自体は構わない。だけど、デ ジタル化するにもお金がかかっているんだから、 やった以上は利用させろという声は当然出てきま すよね。図書館で見ることは許すというところま では来ているんですか。

---国立国会図書館内のみでの公開のものとインター ネット公開のものを分けて提供しています。著作権処理 が済んだもの、法律上著作権者の死後50年で権利の保 護期間が切れたことが確認できたものなどは順次イン ターネット公開しています。著作権者が不明なものにつ いては文化庁長官裁定の仕組みなどを利用しています。

50年が切れたものはまあ一応問題ないと思う。 だけどね、いちいちそれやってんの?大変だよ、 そんなもの。で、デジタル化して著作権の許諾を 得ていないものでも、例えば山梨県立図書館なら ば見ることができると、そういうとこにはまだ いってない?

――2014年1月から、館内公開に限定している資料の うち、絶版等入手しにくいものについて、従来の紙媒体 資料等の図書館間貸出しと同様に、登録した図書館等 にデジタル化資料を送信するという事業を開始します³。

まあ、理論的な根拠としては、今までは図書館 はそれを紙で全部やっていた訳だよ。来た人に対 しては著作権があろうと、お見せすることはでき

た。ここに足を運んだ人にはそれをやっていたん だから、ここに足を運んだ方にはデジタル化資料 を見せても良かろうとなり、その延長上に今度は 地方の山梨県立図書館でも許容しましょうという ところまで、今来ている訳ですよね。「そこまで 来たんだったら、俺の家でも見せろしっていうと ころまで行くと、これは著作権上ものすごい問題 が出てくるし、これをどうクリアしていくかって いうのは、これは国立国会図書館だけの仕事では ないんだけれども、やっぱりその辺はイニシア ティブを取って、文化庁あたりと組んで、最終的 には公貸権(公共貸与権)みたいなものでやって いくのだろうなあと思いますがね。

コンピュータの世界っていうのは、いったん 海外のコンピュータに組み入れられてしまった ら、どう法規制をしようと、規制なんか及ばない ところがいくらでもある。日本語で本が読まれる ことが少ないから、まだ具体的な問題が起きてい ないだけの話で、見ようと思ったら簡単に見られ るような形になっているんじゃないかと思います ね。この世界は一線を踏み越えてしまったら、も うルールなき原野を駆け抜けていくようなもので す。やっぱり公貸権みたいなもので公に保障しな いと、利用した人が個々に金銭を払うようなシス テムは、みんなが良心的で、かつシステムがうま くやってくれるならいいかもしれないけど、非常 に難しいんじゃないかと考えています。だから、 著作権の存在しているものでも、みんなが見たい というものをどう考えていくかっていうのは、国 立国会図書館に大いに頑張ってほしいことの一つ です。けれども、事務能力や政治力まで必要とす るから、どっちかというと国立国会図書館は不得 意な分野だからどうかな…… (笑)。文化庁だっ てあまり得意じゃないもんね。海外で著作権の問 題がなんとか軌道に乗りだしたのは経済産業省が 入ってから。やっぱり劇画ですよ。海外でやたら 日本の映画と劇画が利用されていることに対し て、これは日本の知的財産が侵害されているって いうんで経済産業省が本気になったら、いっぺん で予算もつくし、いろんな事務的なことが進歩し ましたよね。政策的にやってほしいことの一つで す。役割は大きいと思います。

作家として見る出版界の状況

一阿刀田先生は紙を主体に今まで作家活動をされて 来られたと思いますが、電子書籍の流通など、出版界の 状況の変化についてはどう感じていらっしゃいますか?

こういう時代になってきますからね、儚い抵抗 をしたってどうしようもないだろうとは思ってお りますし、私は自分の本が電子書籍になっていく ことは拒否しません。私は自分の書いたものが皆 さんに読まれることを喜びとするのが、ものを書 く時の第一義であると思っていて、そのことに よって代償を得るというのは、二義的なことと考 えている訳です。だから、電子であろうと古本屋 であろうと、何であろうとみなさんに愛されて読 まれていくことは、自分のこの仕事を選んでいる 第一義は満たされていますから、いいと思います。 そして、多少えげつないことを言えば、その代

償は必ず別な形で返ってくるものです。よく本の 売れる方の著作権が別のところで侵されても、必 ずそれに見合うものがある。栄誉、評価というの はお金だけではなく、社会的なステータスとか、

発言権とか、いろんな形で代償がある。まるっき り代償のない世の中だったら、そりゃ良いものが 出てこない。だけど、金銭だけではなくいろんな 形で結局良いこともあるから、あんまり目くじら 立てることもないですよと、私は考えております。 文芸家協会みたいに、純粋に文学というものをひ たむきに思って作家になった人たちの団体と、推 理作家協会みたいな団体では主張が少し違う。マ ンガの世界も、現代の劇画作家は、大勢の人を抱 えるプロダクションなんか持っていて、金銭的に 報いられるということを非常に大切に考えていま すから、ナーバスになってくることはありますね。 それは団体によっても、個人によっても違うけれ ども、こういう流れの中で、どんどん電子化が進 んでいく時、これに抵抗することはちょっと難し いだろうと思う。むしろこういう状況の中で、ど うきちっと制度化したものにするかってことに頭 を切り替えていかないと駄目だろうなと思います。

――国立国会図書館も納本制度審議会の答申を受け て、デジタル書籍等のオンライン資料を制度的に収集 できるように法整備されました⁴。紙媒体であろうと、 デジタル媒体であろうと、文字文化として発信された ものを、国立国会図書館が責任をもって保存していく という体制はできたところです。それがアーカイブさ れて、どうやって利用されていくかについては、まだ 課題があるように思います。

予算を取ってやっているからね。国民からして みれば、そこまでアーカイブしたんだったら、ど んどん見せろよとなるよな。この問題はね、ほん と大変だよ。ありとあらゆる問題を含んでいるか らね。

作家として、図書館長として

一山梨県立図書館長として図書館現場に戻り、作家 のお立場とは反対の、著作を利用させる立場に立たれ て、ある意味、経済的利益が相反する面もあるように 思われます。お気持ちの上ではいかがでしょうか?

図書館はエンドユーザーと直接結びつく立場で すからね。書き手はエンドユーザーと全く反対側 に立っている訳ですから、その両方に身を置いて いるっていうのは、身を割かれるような立場でも あるんですよね。まあ図書館の複本購入の問題と いうようなものがありますが、「どうか本屋で買え る本は買って読んでください」っていうのが、私 の主張です。図書館をただの無料の貸本屋だと、 どうか思わないでほしい。図書館の蔵書構成とい うのは、一定の歴史的な、あるいはそこに携わっ ている人の考えがあってやっています。たとえ3 年にいっぺんしか利用されないものであっても、 その利用が大切であるものは所蔵する。その本は、 図書館でなければ簡単には見ることができないと いう理由がある訳ですから、それをきちっと見極 めてよい蔵書構成をやっていくのがライブラリア ンの極めて重要な仕事であって、要求があるから といって、同じ本をやたら買い揃えて、みなさん の御機嫌を取るようなことはやめてほしい。県の 資料などは別として、山梨県立図書館は1コピー 主義です。分館がたくさんあって20冊買わないと 各館に1冊ずつ置くことができないというような のは一向に構わないと思っています。ただ、その 館には原則的に1コピーであるべきで、それ以外 はどうか買ってくださいと。書き手がいて、出版 社があり、取次、書店があって、商品としてそこ にあるものを享受したい時には、それだけの対価



を払うというのがこの社会の基本的なルールだか ら、どうか市民も守ってほしいと切実に訴えたい です。それがちゃんとできるかどうかは、その人 たちの民度の問題です。金銭的に難しい状況にあ る方とか、例外はいくらでもあるけれども、基本 的には図書館で待つ時間を出すか、書店でお金を 出すかしかないんですよ。それはこの世の中の基 本的なルールであって、「自分がすぐに読みたい から、その本を10冊も20冊も揃えろ 一っていうの は乱暴な話で、図書館もそれを拒否することが大 事だとわたしは考えております。わたしも、教育 長も言います、知事にも言ってもらいます。つま り、図書館はそういうとこじゃないんだぞと、組 織の上にいる人が、一所懸命、言い続けて民度を 高めて、それが皆さんの考えになるようにしない といけない。エンターテイメントの書き手が自分 で言っていいのかっていうようなことだけれども、 そういうところで求められるベストセラーは基本 的にエンターテイメントですよ。それを複数揃え るってことは、ほかの本が買えなくなるってこと なんですよね。もう一冊同じ本を買うってことは、

もう一冊の別な本を犠牲にしていることだってこ とも考えなければならない訳でね。そこには絶対 のポリシーが必要であって、ケースバイケースで いろんな状況はあるかもしれないけれども、原則 はそういうことだろうと、堅く信じております。

――買えるものは書店で買い、作家が血の滲むような 努力で書かれた領域も侵さない。図書館は図書館とし て守るべき領域をきちんと守る。そうやって、文字の 文化、読書の文化を双方から盛り上げていくしかない ということですね。

本を買うってことは文化に協力しているってこ となんですよ。本を1冊買うってことは文化の赤 い羽根募金と同じようなものですよね。そういう ものがみんな絶えてしまったら、そりゃもう出版 文化はいっぺんに衰えていくだろうと思います ね。自分の中では矛盾はないと思いますね。本は 買いなさいよといつも言っていますよ。

──図書館長として住民に今後どのようなものを提供 していきたいとお考えですか?



まず一つはね、今言ったように、出納回数が3 年で1回であろうと、10年で1回であろうと、図 書館というものが備えておかねばならない図書と いうのがある。単純な多数決じゃないんですよ。 大英図書館はたった1人のマルクスを出しただ けだって、立派な機能を果たしているんですよ。 だからね、どこで誰がどんなふうに役に立ててく れるか予想できないけれども、こういう本の存在 が、その町の、大きくは日本の、さらには世界の 知性というものを保持していく上で役に立つんだ ということを、それぞれの図書館の置かれた状況 の中で、蔵書をきちっと構築することで示してい くのが図書館のあり方としては非常に重要なこと です。だから、図書館員が資質を持ってないとい けないのであって、やたら全部をアウトソーシン グとか指定管理者制度でいいんじゃないかって言 われると、困りますよね。貸し本屋にやってきた 人に、ただ本を貸しているだけだったらそれでい いかもしれないけど、そういうところまで考えた ら、図書館員はどこまで知識があってもなかなか 足りないっていうくらいの大変な能力を必要とす ると思うんですよね。予算上の問題があって部分 的に指定管理っていうのはいいけれど、中枢部を 指定管理にした図書館はいっぺんで駄目になるだ ろうと思いますね。

国立国会図書館への期待

-最後に国立国会図書館へのご要望やご期待などあ ればお聞かせください。

この図書館は非常に難しいんですよ。世の中の 人は国立国会図書館って非常に力があるって思っ

ているんだけれどもね、ほかの図書館に力を及ぼ すというような、上下関係がある組織じゃない。 だから、この図書館が一つのポリシーを表明して やれるのは、あくまでも自分の図書館の範囲でし かないという、組織としての宿命があるんですよ ね。でも、とにかく日本で一番力のある図書館で もあるし、国立国会図書館が音頭を取ってやって くれたらなんとかなるんじゃないか、とみんな期 待していますからね。だから、著作権の問題など、 これから求められることをやっていかねばならな い。大変難しい、政治力を必要とすることだけど、 どうかそれを少しずつでもやっていただきたいな あと思いますね。

もう一つは、山梨県立図書館も県立ですから、 甲府の人ばかりにサービスする訳にはいかず、県 内の図書館へのサービスを考えている訳ですが、 ここはもっとそのスケールが大きい、高度な、知 的な情報提供者としての役割があるだろうと思い ます。これはずいぶん果たされているんじゃない かと思うんです。地方の図書館の場合、山梨県に ついていえば、まだまだ日本人にとっては、図書 館は少し時間もあるから行ってちょっと楽しい本 でも見て、ゆっくりくつろごうかなっていう存在 としての役割が非常に大きいんですよね。ところ が、進んだ図書館では、司法試験を受けたいとか、 特許について調べたいとか、自分が生きるための 情報、自分の生活に直結する情報を図書館に求め て来ている人が5割になってきている。またそう いう要望に堪えるような資料とそれに対応できる ライブラリアンを有している。

わたしは、最後まで図書館にはこの二つの機能 は必要なものだと思っているんです。片方で、本

を楽しんでゆっくりくつろいで読んでくれるとい う部分と、利用者の専門的な情報ニーズに対して 応えていくというその両方の機能を果たしていか ねばならない。国立国会図書館の場合はね、東京 都の千代田区、中央区くらいの人しかのんびりし になんか来られないですよ。前者の役割は比較的 少ないとは思うから、後者の役割は本当に必要に なっていくだろうと思う。

図書館がこれから文化機関として人の集まる場 所、交流の場になるということが、山梨県立図書 館の場合は非常に重要な訳ですよね。まあ、私が 館長に就任した理由は、一つはそういうことだろ うと思っておりますけれども。私が見たところ、 交流の場としての役割は、国立国会図書館はあま りやってないと思いますね。だけど、国立国会図 書館なりの文化的な交流の場としての役割も、こ れからは持ってほしいなあと思うし、県立図書館 とはまた違う、もっと規模の大きい交流の場とし ての存在はあり得るんじゃないかな。国際的な交 流とか。そうすると、職員ももう少し外に対して 目が開かれるところもあるだろうし、そういうこ とであれば、わざわざ地下鉄に乗って、ここまで 足を運ぶ人も東京都民ならいるだろうし。何かの 意味でみなさんの交流の場、集会などいろいろな 催しなんかができるようなところになってほしい なと願っております。

(了)

山梨県立図書館にて

平成24年、山梨県立図書館は甲府駅至近の現 在地に移転し開館しました。ガラスを多用して透 明感を演出し、葡萄籠をイメージしてデザインさ れた外観で山梨らしさをアピールしています。





阿刀田氏は、短編小説を講読する連続講座、講 演会等の講師を務めるなど、館長として山梨県立 図書館の文化行事を自ら推進しておられます。写 真の連続講座第1回(平成25年10月12日)では、 作家ならではの視点から、志賀直哉作品の技法、 意図を次々に解き明かし、受講生の皆さんも小説 世界にぐいぐいと引き込まれていくようでした。

- 1 「国立国会図書館デジタルコレクション」には、貴重書・準貴 重書を含む江戸期以前の和古書、清代以前の漢籍など約7万点、 昭和43年までに受入れた戦前期・戦後期刊行図書、議会・法 令資料および児童書約90万点、雑誌、児童雑誌約106万点、 創刊日から昭和27(1952)年4月30日までの官報、現代の 日本の政治家・官僚・軍人などの所蔵資料などを収録している。
- 2 http://kn.ndl.go.jp/
 - 東日本大震災に関連する音声・動画、写真、ウェブ情報等を包 括的に検索できるポータルサイト。大学、報道機関、検索サイ ト等が収集している動画・写真や、神戸大学附属図書館震災文 庫、国立国会図書館が所蔵する資料も検索可能。国立国会図書 館が収集した国会原発事故調査委員会の映像や、被災自治体 等の東日本大震災直後のホームページも閲覧できる。「ひなぎ く」の愛称は、「Hybrid Infrastructure for National Archive of the Great East Japan Earthquake and Innovative Knowledge Utilization 」の頭文字。また、ひなぎくの花言葉「未来」「希望」 「あなたと同じ気持ちです」に、復興支援の趣旨を込めている。
- 3 デジタル化資料の図書館送信に関するプレスリリース http://www.ndl.go.jp/jp/news/fy2013/__icsFiles/afieldfile/ 2014/01/09/pr140110.pdf
- 4 オンライン資料収集制度 (eデポ) に関するプレスリリース http://www.ndl.go.jp/jp/news/fy2013/__icsFiles/afieldfile/ 2013/06/26/pr130627.pdf

阿刀田 高 氏 プロフィール

作家、小説家。昭和10年東京生まれ。早稲田大学 第一文学部フランス文学科卒業後、国立国会図書館 で司書として11年間勤務する。図書館勤務中から執 筆活動を続け、昭和53年『冷蔵庫より愛をこめて』 でデビュー。昭和54年『来訪者』で第32回日本推 理作家協会賞、同年短編集『ナポレオン狂』で第81 回直木賞受賞。平成7年『新トロイア物語』で第29 回吉川英治文学賞受賞。その他、『短編小説のレシピ』 『旧約聖書を知っていますか』など著書多数。

平成15年(第3期)から平成19年(第6期)まで 文化庁文化審議会委員。第4期副会長、第5~6期会長。 平成15年紫綬褒章、平成21年旭日中綬章受章。 平成19年から平成23年まで日本ペンクラブ会長。 平成24年4月に山梨県立図書館館長就任。

(参考:山梨県立図書館ホームページ「阿刀田館長の部屋」) http://www.lib.pref.yamanashi.jp/kancyo/index.html



国立国会図書館は、国会議員の調査研究に資するため、国立国会図書館法によって設立されました。以来、「真理が我らを自由にする」という確信に立ち、憲法にうたう日本の民主化と世界平和のため、国会議員や行政・司法の各部門、そして国民に対して奉仕しています。特に、当館に置かれる調査及び立法考査局という部署では、「立法府のブレーン」「議員のための情報センター」として様々な調査を行い、国会の活動を補佐するとともに、国会会議録など国会関連資料や情報を収集して、国民が容易に必要な情報を入手できるよう整備しています。今回、特集として、高度な調査を担う専門調査員、インターネット上で提供している情報、どなたでも利用できる議会官庁資料室など、調査及び立法考査局の機能を、憲法をテーマとしてご紹介します。「国会では何が審議されている?」「あの国政課題の論点は何?」といった疑問に答える情報がきっと見つかる「国会と国民をつなぐ」窓。それが国立国会図書館調査及び立法考査局です。





憲法とは一専門調査員に聞く 棟居 快行

専門調査員の仕事のあらまし

私は平成25年4月から、国立国会図書館の政治 議会調査室というところで「専門調査員」をして います。本誌の読者のみなさんの多くは、当館に 本の閲覧に見えたり、インターネットで蔵書検索 をされたりした経験がおありかと思います。私も 当館の職員になる前は、ずっと大学で憲法の授業 を担当し、人権論を中心に憲法学の研究者をやっ ていましたから、「国立国会図書館」イコール「日 本で一番大きな図書館」くらいの認識しか持ち合 わせておりませんでした。しかし、その名のとお り、当館は本来はいわゆる「議会図書館」でして、 国民のためにあらゆる蔵書を備えている国の「中 央図書館 | の顔ももちろんありますが、こちらが 第一義というわけではないのです。

当館の「議会図書館」という位置づけを端的に 象徴しているのが、私が所属する「調査及び立法 考査局」の存在です。これは、おおざっぱに言え ば、国会議員や政党のためのシンクタンクといっ たところかと思います。具体的に言いますと、議 員が議員立法やいろいろな政策立案をされる際な どに、個別の質問に応じて蔵書の貸出しや資料提 供、さらにはレポート作成などをするのが「調査 及び立法考査局」に所属する各調査室・課の仕事 です。それぞれ専門調査員というシニアの調査員 のまわりに、かなり細かく担当が分けられた若い



「日本国憲法解説並附図」

統正社 1947

※国立国会図書館電子展示会「日本国憲法の誕生」で全文をご覧 になることができます。

http://www.ndl.go.jp/constitution/shiryo/05/157shoshi.html

調査員が配属されており、私のところにも、政治 議会課と憲法課それぞれに、内外の事情に通じた 調査員がいます。私としては、大学教員時代の経 験を生かしながら、実際にはまわりに教えられ冷 や汗をかきかき勉強し直している最中です。

牛の憲法論議を観察する日々 2

という次第で、大学教員だったころは政治の世 界を遠くから見ているだけでしたが、いまは相撲 でいえば土俵際の最前列の「砂かぶり」のような 至近距離から観察できるという、研究者としての 絶好のポジションにいるわけです。現実の政治の なかで、憲法という抽象的理念的な規範がどのよ うに理解され、また議論されているか、議員や政 党の間での討議がどういう方向のコンセンサスに 結実するのか、そもそも憲法論議は他の政治的政 策的な課題と比べて何が同じで何が違うのか。こ うした、いわば「憲法論の運動法則」を日頃の業 務をこなす中で発見し理論化できれば、研究者と しての私にとって大変な幸運であることは疑いあ りません。

憲法論議を実体験するという経験は、私にとっ ては2回目になります。もう10年も前になりま すが、私は2003年にJICAの派遣専門家としてア フガニスタン憲法制定支援事業というものに参 加し、アフガン戦争後の同国の再建のためにさ さやかなお手伝いをしたことがあります。昨年、 IICA研究所によってまとめられた図書(IICA 研究所アフガニスタン・プロジェクト・チーム 『アフガニスタンに平和の礎を』丸善プラネット 2013 pp.51-57参照) にも、その際の私と仲間の 活動が記載されています。一節を引用しますと、



2003年、アフガニスタンにて

「西洋的な価値観に基づく近代憲法を取り入れる という歴史を経験した日本人からの知見は、彼ら の強い関心を呼んでいた。」(同 p.56) と書かれ ています。エリート層の国づくりの情熱もさるこ とながら、平和と発展を願う普通の人々の願いは 本当に純粋で美しいものでした。私を団長とする 4人の日本人憲法学者は、戦後の日本国憲法が西 欧的な特徴を持ちながら、どうやって日本社会に うまく適応してきたか、という話をしました。結 局、われわれがお勧めした日本のような議院内閣 制ではなく、アメリカ式の大統領制の憲法が制定 されました。国内の平和を維持するために、強力 な大統領の下に権力を集中したにもかかわらず、 その後なかなか平和が進展せず、最近ようやく落 ち着き始めていることは、みなさんご承知のとお りです。

「(良き) 憲法とは何か?」

アフガニスタンでも聞かれたのですが、「何が 良い憲法なのか?」という質問には、「その国や 社会に適合し公権力や国民から支持される憲法で あること、と同時に中身の拘束力が大事であり、 政治や、ひいては市民生活に一定の方向付けを与 える憲法であること」と答えることが出来ると思 います。最高法規(日本国憲法98条)として全 法秩序の頂点に立ち、法律以下の規範や国家行為 が憲法に反すれば無効であるという、憲法ならで はのずば抜けた「強さ」からすれば、逆に今述べ たような「良さ」を備えていてくれないと、国民 は困ってしまいます。



日本国憲法 第九十八条

- ① この憲法は、国の最高法規であつて、その条規に反 する法律、命令、詔勅及び国務に関するその他の行為の 全部又は一部は、その効力を有しない。
- ② 日本国が締結した条約及び確立された国際法規は、 これを誠実に遵守することを必要とする。

もっとも、普段みなさんが見聞きされる憲法が らみの話としては、そもそも「憲法とは何か?」 という問いのほうが圧倒的に頻度が高いと思いま す。こちらの質問は、私自身も実によく受けます。 たとえば民法や刑法は、どこまでわれわれが意識 しているかは別にして、日常生活に深くかかわっ ています。これに対して、憲法は中身を読んでも 自分の日常生活には直接かかわりがないように見 えるので、「そもそも何?」という問いになるの でしょう。

日本国憲法 第二十一条

- ① 集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由 は、これを保障する。
- ② 検閲は、これをしてはならない。通信の秘密は、こ れを侵してはならない。

憲法も実は、日常生活と無縁ではありません。 テレビ番組や新聞記事は表現の自由を駆使して制 作されていますし、選挙で国会議員を選ぶわれわ れは、選挙以外の時点では国会の活動を世論を通 じて監視しますが、代表民主制ですから、テーマ ごとにいちいち国民投票ができるわけではありま せん。こうした人権保障や統治の仕組みは、細目

は法律以下を見なければよく分からなくても、原 理原則や大事なルールは憲法によって決められて います。ですが、日常生活のわれわれの振る舞い が、憲法によって直接に規律されているというこ とは、ありません。憲法は民法や刑法のような普 通の法律と違って、一般市民を直接に拘束するよ うには出来ていないというのが、その大きな理由 です。

つまり、裁判で損害賠償や有罪判決の根拠とな るような法律の規定はわれわれに権利や義務を直 接に付与しますが、憲法はそういう法律を作る立 法者や法律を執行する行政機関に対して、「○○ をしてはならない」「○○を目標とせよ」などの 指示を出すわけです。サッカーでいえば、フォワー ドやキーパーが直接ボールにタッチするのに対し て、監督は元はどんなに名選手でも直接にボール を蹴ることはできませんね。憲法の存在は一般の 法律と比べると、選手と監督くらい役割が違いま す。まあボールがこの比喩では一般市民のことで すから、失礼の段はお許しを。



公権力の制約としての憲法

要するに、よく言われるように、憲法とは歴史 上は、立法や行政のような公権力に向けられたも のとして誕生しました。そもそも立憲主義とは、 憲法に依って立つ政治、言い換えると公権力の行 使が憲法によって規律されているべきであるとい う原則のことですが、君主の横暴を抑えるための マグナカルタや権利章典というイギリス中世の成 果に、この考えの萌芽を見いだすことが出来ます。

近代の入り口で立憲主義というアイデアを明確 に述べたのは、1789年のフランス人権宣言とさ れますが、その第16条「権利の保障が確保されず、 権力の分立が定められていない社会は、およそ憲 法をもつものではない」は、まさに近代憲法の特 質を凝縮して言い表しています。この文章は、公 権力を君主から奪い取った民衆の側が、自分たち の権力を誇示するのではなく、むしろ権力一般の 制約と自由の確保を確立しようとしたことを示し ています。このような憲法の捉え方を踏まえれば、 「良き憲法」とは、徹底的に公権力の制約に意を 払った憲法のことになるでしょう。

「国家による自由」 5

しかし、最強の敵は味方につければ頼りがいの ある友にもなるわけで、国民の自由のために公権 力を封印するよりも、国民主権原理を背景に公権 力を上手に使いこなそうという考え方もありま す。憲法自身がフランス革命当時の自由の保障の ように(フランス人権宣言の17条前段は所有権

を「神聖かつ不可侵の権利」としています)、自 由放任を価値と考えているかというと、そうでは ありません。ドイツのワイマール憲法のような 20世紀の現代憲法は、財産権や営業の自由を制 約し、国家が社会的格差などに介入し福祉を実現 することを要請しています。いわゆる「国家によ る自由 | です。本来の自由は国家が介入しないこ と、すなわち「国家からの自由」なのですが、国 に放置されて国民が本当に自由を享受できるか、 という問題があるわけです。一定の福祉や教育を 提供したり、社会的弱者を強者から守ったりする ことが必要になります。日本国憲法も、生存権保 障(25条)を明記している点では、自由放任で はなく、こちらの路線をとっていると言えます。

日本国憲法 第二十五条

- ① すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営 む権利を有する。
- ② 国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会 保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければなら

さらに、インターネット一つとってもインフラ 抜きでは自由を行使できない21世紀のわれわれ にとって、「良き憲法」とは、もっと進化した国 と国民の関係を織り込むものだろうと思います。 国は自由のいわば「条件整備」を行う責務を負う とともに、複雑化した社会において、国民が相互 に最大限に自由を実現できるように、国民の権利 義務についての明確なルールづくり、言い換れば 緻密なプログラミングを、スマートな立法・行政



を通じて実現することを求められています。この ように、国家がいろいろ活動してはじめて国民の 自由が実現される時代になっています。逆説的で すが、「国家による自由」が強調されるゆえんです。 他方で、福祉はもちろん国民の税負担を前提とし ますし、私人間の格差に介入する際には両者のバ ランスに意を払う必要があります。こうした公権 力の緻密で最適な働きを制御するための憲法論は まだ緒についたばかりですが、現実社会は「スマー トな憲法」を求めているのかもしれません。

いずれにしても、憲法論議をめぐって、国民各 自が日本国憲法を読み直し、その可能性を追求し たり別の憲法のアイデアを構想したりする時代の 節目にわれわれが生きていることは、たぶん異論 のないところだと思います。憲法も、書物と同じ で持っているだけではダメです。図書館を大いに 利用し、自分の人生と不可分のものとして、この 国の将来のことも憲法のスコープで考え続けてい きましょう。考え続ける先に、良き「この国のか たち」が見えてくるはずです。

(むねすえ としゆき

調査及び立法考査局政治議会調査室)

著者プロフィール



昭和30年生。東京大学法学部卒。昭和56年神 戸大学法学部助教授、平成3年同教授。成城大学 法学部教授、北海道大学大学院法学研究科法学政 治学教授、大阪大学大学院高等司法研究科(法科 大学院)教授を経て、平成25年4月から国立国会 図書館専門調査員。内閣府障がい者制度改革推進 会議差別禁止部会部会長(平成22年11月-平成 24年7月)、内閣府障害者政策委員会差別禁止部 会部会長(平成24年7月-12月)を務める。日本 公法学会会員。

おもな著作

- 「憲法改正要件論の周辺―近時のドイツ学説 を踏まえて一」『レファレンス』 752号 2013.9
- ○「憲法解釈の応用局面(1)~(5)」『阪大法学』 61(1) 2011.5, 61(2) 2011.7, 61(5) 2012.1、61 (6) 2012.3、62(1) 2012.5
- ●『憲法学の可能性』 信山社 2012
- ●『憲法解釈演習 人権・統治機構 第2版』 信山社 2009
- ●『人権論の新構成 改版新装』 信山社 2008
- ●『憲法フィールドノート 第3版』 日本評論社 2006
- ●『憲法学再論』 信山社 2001

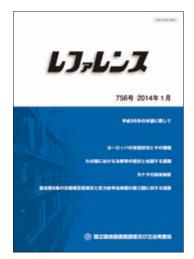
読むと国政がわかる!一調査及び立法考査局の刊行物

調査及び立法考査局(調査局)では、国会議員の立法、審議、行政監視などの活動を補佐するため、さ まざまな調査活動を行っています。そのおもな活動は、国会議員から依頼されて行う依頼調査と、国会議 員からの依頼に備えて、国政課題や今後国政課題になる可能性の高い事項について予め調査し、その成果 を国会議員に提供する予測調査です。予測調査にはいわゆる調査のほか、外国法令の翻訳なども含まれ、 これらの成果は論文にまとめて刊行しています。

調査のテーマは、国会や政府、社会や学界の動向に常にアンテナを張り、適切でタイムリーなものを選 んでいます。新たな国政課題が急浮上し、調査ニーズが突如高まった場合にも、機動的に新しい課題に取 り組んでいます。

執筆に当たっては、国立国会図書館が所蔵する膨大な資料や各種データベースからの情報を活用し、必 要であれば国内外の現地調査にも赴きます。政府の発する情報のみに依存せず、立法府の調査機関として 中立的で正確な最新の情報を、迅速に分かりやすくお届けできるよう努めています。

調査成果をまとめた刊行物は国会議員に配付されるほか、ホームページの「国会関連情報」のコーナー にPDFファイルが掲載され*、インターネットを通じて広く国内外の皆さまに提供しています(本誌21 ページ参照)。それでは、調査局の刊行物を個別にご紹介しましょう。



http://www.ndl.go.jp/jp/data/ publication/refer/index.html

『レファレンス』

中長期的視点から国政課題に関わるテーマ、その背景・歴史的経 緯、諸外国の制度・政策などを解説、分析、紹介する調査局の基幹的 な月刊誌です。昭和26(1951)年5月の創刊で、平成26年1月号で通 算756号になります。

通常は1冊に様々なテーマの論文を掲載していますが、年に数回、 共通テーマを設定し、それに関する論文を収録した特集号を出してい ます。最近では、「震災からの復興―現地調査を踏まえて―」(平成 25年3月号)、「領土と海洋―中国の動向を中心として―」(同年11月号) といった特集を組みました。

^{* 『}レファレンス』および『外国の立法』(季刊版)は、日本図書館協会が冊子体を販売しています(本誌 36ページ参照)。



『調査と情報-ISSUE BRIEF-』

国政上の重要課題や内外の基本的な国政課題について、その背景・ 経緯・問題点等を簡潔に解説したレポートです。多忙な国会議員が短 時間で論点を把握できるよう10ページ以内にまとめて読みやすくし ています。国会審議に合わせて的確な情報を迅速に提供するため、不 定期に刊行しています。昭和61(1986)年9月に第1号を刊行してから、 平成26年1月までに811号、最近では年に30~40冊発行しています。

最近、反響の大きかったタイトルには、「諸外国における国家秘密の 指定と解除一特定秘密保護法案をめぐって一」(平成25年10月)、「日 本版NSC(国家安全保障会議)の概要と課題」(同)、「空き家問題の現 状と対策」(平成25年5月)、「消費税をめぐる論点(1)~(4)」(平成 24年4月~9月)などがあります。また、「予算案の概要」や「税制改 正案の概要」、「日本の当面する外交防衛分野の諸課題」などの基本的 なテーマについては、継続して毎年度発行するよう力を入れています。

『外国の立法 立法情報・翻訳・解説』(季刊版・月刊版)

外国法令の翻訳、制定経緯等の解説を掲載する季刊版、外国の立法 動向や各国議会の対日動向などをコンパクトにまとめて紹介する月刊版 の2種類があります。外国法令は、我が国の参考になると思われるもの を選択して翻訳しています。昭和37(1962)年9月の創刊で、従来は季 刊版のみでしたが、平成20年度に月刊版が加わりました。翻訳は、担当室・ 課の調査員のほか、調査局内の英米・フランス・ドイツ・イタリア各法 の研究会でも行っています。最近では、季刊版で「大規模災害対策法制」 (平成24年3月)、「原子力と再生可能エネルギーをめぐる動き」(同年6月)、 「議会の行政監視」(平成25年3月)といった特集を組みました。また、 月刊版でも、平成23年5月に「福島原発事故をめぐる動向」、「新政権の 政策課題」(平成24年7月、平成25年2月)といった特集を組んでいます。

また、学校におけるいじめ問題の深刻さに改めて注目が集まった平成24 年以降、アメリカ各州、スウェーデン、韓国等におけるいじめ対策法制を紹 介した一連の記事には、報道機関などからも高い関心が寄せられています。



http://www.ndl.go.jp/jp/data/ publication/issue/index.html





http://www.ndl.go.jp/jp/data/ publication/legis/2014/index.







『調査資料』

中長期的・分野横断的な主題について共同調査を行った成果をまと めた総合調査報告書、科学技術に関する調査の成果報告書、各国憲法 集などを、『調査資料』シリーズとして刊行しています。

最近の総合調査報告書には、『技術と文化による日本の再生』(平成 24年度)、『日米関係をめぐる動向と展望』(平成25年度)があります。 平成25年に実施した総合調査「21世紀の地方分権」の報告書は、平 成25年度内に刊行する予定です。

科学技術に関する調査は、科学技術分野の重要テーマについて外部 専門機関等と連携して毎年度実施しています。平成23年度は『国に よる研究開発の推進』、平成24年度は「海洋開発をめぐる科学技術政策」 のテーマのもと、『海洋開発をめぐる諸相』『海洋資源・エネルギーを めぐる科学技術政策』の2冊を報告書として刊行しました。平成25年 度は「再生可能エネルギーをめぐる動向と将来展望」をテーマとした 報告書を刊行する予定です。

平成20年度から、『調査資料』の一環として、モノグラフ「基本情 報シリーズ」を刊行しています。「主要国の議会制度」、「わが国が未 批准の国際条約一覧」、「諸外国の付加価値税」といったテーマのほか、 平成23年度からは、主要な国々の憲法で従来あまり紹介されて来な かったものを原語から翻訳し、解説を付す「各国憲法集」をこのシリー ズとして刊行しています。これまで、スウェーデン、アイルランド、オー ストリア、スイス等の憲法を取り上げました。

http://www.ndl.go.jp/jp/data/publication/document/index.html

以上、ご紹介した刊行物は、当館ホームページ「国会関連情報」のページで全文をご覧いただくことが できます。国政上の多彩なテーマに関する数多くの論文が揃っていますので、多くの方にお読みいただき、 活用していただければ幸いです。

(調査及び立法考査局調査企画課)



ウェブで調べる!国会情報

国立国会図書館が国会の立法活動に役立つ資料 や情報を提供するサービスの一環として、当館 ホームページで国会に関連する情報が公開されて いることをご存じでしょうか。このコーナーでは 「憲法」を題材にして、様々な国政課題を調べる 際に便利なツールをご紹介します。

国会の審議を調べる



「国会会議録検索システム」トップページ

国会の審議を記録した会議録は、その時々の国 政課題を調べる上で重要な資料です。当館が衆・ 参両議院と共同で作成している「国会会議録検索 システム」(http://kokkai.ndl.go.jp/) は、第1回国 会(昭和22年5月)以降の全ての会議録を冊子画 像とテキストデータで収録しており、会議の日付 や名称、キーワード等で検索することができます。

それでは、「国会会議録検索システム」で、近 年の憲法に関する審議を調べてみましょう。「簡 単検索」または「詳細検索」の画面から、「日本 国憲法」等のキーワードを入力して検索すると、 その言葉を含む発言が行われた会議が一覧で表示 されます。例えば、キーワードに「憲法改正」、「発 言者指定」の項目に「安倍晋三」と入力すると、 昨年の各党代表質問に対する安倍首相の次のよう な発言が見つかります。

「憲法改正についてのお尋ねがありました。(中 略)憲法の改正については、党派ごとに異な る意見があるため、まずは、多くの党派が主 張しております憲法第九十六条の改正に取り 組んでまいります。|

(平成25年1月30日衆議院本会議)

「憲法改正については、(中略) 今後、国民の 中での議論が更に深まっていくことが何より 大切だと考えており、国民の皆様の理解を得 ながら着実に進めてまいる所存です。|

(平成25年10月17日参議院本会議)

このほかにも、国会の院 - 回次 - 会議名を順次 指定する[選択閲覧」の画面では、「憲法審査会」(平 成19年第167回国会以前は憲法調査会)を指定す れば、憲法の各論点や章立てごとの審議を参照で き、これまでの憲法解釈や問題点を確認する上で 有用です。

日本国憲法の制定経過を調べる場合には、審議 が行われた帝国議会の会議録を収録した「帝国 議会会議録検索システム」(http://teikokugikai-i. ndl.go.jp/)をご利用ください。帝国議会の全会 期(明治23年11月~昭和22年3月)にわたる会 議録の冊子画像をご覧いただけるほか、戦後(昭 和20年9月以降)のものについてはテキスト化さ れており、本文をキーワードで検索することもで きます。

法令を調べる

国政審議の中でも、特に法案が提出されてから



「日本法令索引」で「日本国憲法」を検索した画面

採決されるまでの経過を調べる際は「日本法令索 引」(http://hourei.ndl.go.jp/) が助けになります。 法案の審議経過と、明治19年2月以降に制定され た法令の改正、廃止の履歴を掲載しており、法令 や法案の本文を参照することもできます。

例えば、「日本法令索引」の「現行法令」また は「制定法令」メニューで、法令名に「日本国憲 法」と入力して検索すると、この語を含む法令の 一覧が表示されます。その中から「日本国憲法」 を選んで「審議経過」の画面に進むと、昭和21 年6月20日に「大日本帝国憲法改正案」として提 出されてから、修正論議を経て10月7日に衆議院 で可決されるまでの会議録索引情報が表示されま す。各会議の審議内容は、会議録データベースへ のリンクとなっている「号数」を押せば参照する ことができ、現行の日本国憲法が出来上がってい く様子をご覧いただけます。

なお、慶応3年10月から明治19年2月までの 法令は、「日本法令索引〔明治前期編〕」(http:// dajokan.ndl.go.jp/) に収録されています。

国会に関する情報を集めたウェブペ-

ご紹介した「国会会議録検索システム」と「日



「国会関連情報」トップページ

本法令索引」のデータベースは、当館ホームペー ジの「国会関連情報」(http://www.ndl.go.jp/jp/ data/diet.html) からご利用いただけます。この ページは、国会の諸活動から生まれた資料等と、 国会の立法活動に資する内外の様々な情報を公開 し、国会と国民をつなぐことを目的にしています。

『調査と情報―ISSUE BRIEF―』等の調査局の 刊行物(本誌17~19ページ参照)も、分野や国、 地域ごとにまとめられ、全て「国会関連情報」の ページで公開されます。「憲法」の分野にも、多 くの資料を掲載しています。

国政審議には、行政省庁の情報や関係団体の提 言も影響を与えます。「立法情報ドキュメント」 (http://www.ndl.go.jp/jp/data/diet/doc/rippo_ doc.html)では、インターネットに公開されたこ れらの情報をリンク集として提供しています。ド キュメントは週2回更新され、付された小見出し から簡単に内容が確認できるようになっており、 国政に関するトピックスの把握に役立ちます。

当館ホームページのツールを使うことで、自宅 や職場にいながら多くの情報を調べることができ ますので、ぜひご活用ください。

(調査及び立法考査局議会官庁資料課)



議会官庁資料室で調べる



国立国会図書館東京本館の新館3階に議会官庁 資料室があります。ここは、国内外の法令資料、 議会資料、官庁資料、国際機関資料とこれらに関係する参考図書類約6万冊を開架する議会・法令・ 行政関連情報専門の資料室です。資料室の書庫に はさらに多くの資料が保存されており、全体の蔵 書数は、和図書約32万冊、洋図書約46万冊、和 雑誌約58万冊、洋雑誌約97万冊、マイクロ資料 約195万点、光ディスク約7,000枚におよびます。 登録利用者の方であれば、書庫内の資料を資料室 のカウンターで請求して利用することもできま す。ぜひ、皆さまの調査にご活用ください。

議会官庁資料室 資料あれこれ

まず、議会官庁資料室で所蔵している豊富な資料をご紹介しましょう。

日本の法令資料

官報、法令全書、現行総合法令集、主題別法 令集、府省公報、地方自治体公報・条例規則集、 最高裁判所発行の判例集、主題別判例集など。

外国の法令資料

約150の国・地域の法令資料。官報、制定年 別総合法令集、現行総合法令集、条約集、複 数国の法令を主題別に編集した法令集など。

日本の議会資料

帝国議会・国会の要覧、先例集、公報、議案、 請願文書表・審査報告書、会議録、戦後の都 道府県議会の議事速記録など。

外国の議会資料

約70の国・地域の議会資料。明治以降の法制整備にあたって影響を受けた仏、独、英、米については、18世紀から19世紀まで遡って所蔵しています。

日本の官庁資料

中央府省の年史、年次報告(白書)、統計、 各種パンフレット、近年の国勢調査結果など。

外国の官庁資料

アメリカ合衆国の政府印刷局(Government Printing Office)刊行物、英国出版局(The Stationary Office)刊行物など。

国際機関資料

国際連盟、国際連合、国際連合専門機関、 EU、OECDなどの公式文書、公式記録、刊 行物など。

参考図書

法律・政治・行政・軍事関係の辞典・事典・ 書誌、各国の政府や議会の便覧、統計インデッ クス、人名辞典など。

電子資料

議会官庁資料室では近現代日本政治関係人物 文献目録などデータベースも作成しており、 これらはインターネットを通じて当館ホーム ページからも利用できます。館内では判例や 現行法令などが検索できる専門的な商用デー タベースも提供しています。

レファレンスにもお答えしています

議会官庁資料室では、議会・法律等に関するレ ファレンスにも対応しています。例えば、「ある 国のある時点での憲法を知りたい」というような 場合、来館してカウンターの職員にご相談いただ くほか、お住まいの地域の図書館などを経由して、 文書でレファレンスを申し込むこともできます。 図書館経由で申し込まれたレファレンスは一定の 時間をかけて可能な限りの調査を行い、回答して います。

それでは、議会官庁資料室が日頃お答えしてい るレファレンスの一例を、「憲法」を題材にとっ てご紹介してみましょう。

Q 国立国会図書館で憲法に関する一般的な概 説書などを閲覧するにはどうしたらいいですか?

A 国立国会図書館では、おもに納本によって集 められた国内刊行の図書、雑誌等出版物の大半を 図書・雑誌の書庫内に保管しており、憲法につい て過去から現在に至るまで出版された数多くの専 門書や概説書なども含まれています。登録利用者 として登録すれば、それらの書庫内資料を利用す ることができます。利用の際には、「国立国会図 書館蔵書検索・申込システム」(NDL-OPAC) で 利用したい資料を特定します。利用したい資料が 決まったら、NDL-OPAC経由で申し込み、出納 されたら図書や雑誌のカウンターで受け取り、利 用します。

Q 議会官庁資料室では、憲法に関してはどの ような専門的資料を閲覧できますか?

A さまざまな事典類、コンメンタール、書誌、 その他の参考図書が開架されているほか、平成 12年に設置された衆議院憲法調査会と参議院憲 法調査会が平成17年に国会に提出した報告書、 調査資料なども所蔵しています。

外国の憲法については、主要な国の総合法令集 を所蔵しています。各国の憲法をまとめた資料に、 Constitutions of the Countries of the World があ ります。世界各国の憲法を国名のアルファベット 順に収録したもので、原則として原文と英訳条文 が掲載されています。インターネット上で利用で き、信頼できる情報源には、各国憲法等へのリン ク集「FindLaw」²があります。また、当館内では、 商用データベース「HeinOnline | ³を提供してい ます。



Q 議会官庁資料室以外の資料室でも憲法関連 資料を所蔵していますか?

A はい。憲政資料室でも所蔵しています。

憲政資料室では、近現代の日本の政治家・官僚 などが所蔵していた日記、書簡、執務資料などの 文書を収集し、旧蔵者別に整理したコレクション を所蔵していますが⁴、これらの中には、伊藤博 文関係文書、佐藤達夫関係文書といった明治憲法 や日本国憲法に関する資料を含むものがありま す。これらの資料の利用にあたっては閲覧許可申 請が必要です。また、一部はデジタル化されホー ムページで公開されています。

その一例として、日本国憲法の誕生に関する国 内外の重要な資料について、解説を付してイン ターネットを通じて公開している「電子展示会 日本国憲法の誕生」⁵をご紹介します。このコン テンツでは、戦争終結から憲法の施行にいたるま での全体の流れを解説し、主要な資料を紹介して います。例えば、昭和21年2月段階でのGHQ原 案や、表紙に吉田茂等の記念の自筆署名がある、 日本国憲法を公布した官報号外を見ることができ ます。人物紹介、用語解説、参考文献、リンク集 等も充実しており、時間や場所を選ばずに、原資 料の全文を見ることのできる便利なツールです。

Q 国立国会図書館で日本国憲法の御署名原本 を所蔵していますか?

A いいえ。当館では所蔵していません。国立公 文書館が所蔵しており、デジタル画像を国立公文 書館ホームページで公開しています⁶。



雷子展示会「日本国憲法の誕生」 http://www.ndl.go.jp/constitution/index.html

おわりに

議会官庁資料室が所蔵する資料は、政治や法律 といった、生活に密着し大きな影響を持つもので すが、数も膨大ですので、探すことが難しい場合 もあります。インターネット上で見られるものも 多くありますが、アクセスするには少々コツがい るものもあります。調べ方などご不明の場合は、 カウンターの職員にお気軽にお尋ねください。

また、以上ご紹介しました所蔵資料の詳細およ び利用方法については、当館のホームページでご 紹介していますので、そちらをご覧ください⁷。

今後も、皆さまの調査ニーズにお応えできるよ う、資料の収集とデジタル化を進め、よりアクセ スしやすいツールを提供し、これらの貴重な資料 をさらに利用しやすくしてまいります。

(調査及び立法考査局議会官庁資料課)

- 1 <請求記号 C211-30>
- 2 http://www.findlaw.com/
- 3 http://home.heinonline.org/
- 4 http://rnavi.ndl.go.jp/kensei/index.php
- 5 http://www.ndl.go.ip/constitution/index.html
- 6 日本国憲法・御署名原本・昭和21年・憲法11月3日 http://www.digital.archives.go.jp/DAS/meta/ DGDetail_0000000006
- 7 議会官庁資料室の案内 http://www.ndl.go.jp/jp/service/tokyo/parliamentary/index.html

館内 スコープ

資料の海から最適な情報を オーダーメイドの調査報告

調査及び立法考査局は、国会議員からの調査 依頼に回答するほか、国会でこれから議論にな ると思われるテーマについて調査し、その成果 を公表しています。社会労働課は、おもに社会 保障や福祉、医療、労働に関する調査を扱って おり、筆者は労働分野の担当です。

さて、「労働」と聞くと、何だか古臭いイメー ジがあるかもしれませんが、いえいえ、今をと きめく話題、新聞の紙面をにぎわす話題が盛り だくさんの、ナウでフレッシュなテーマです。

最近でいえば、派遣切り、ブラック企業…と 並べますと、ちょっと暗い雰囲気になってしま いますが、フランスの長期バカンス、ボーナス 増額、ワーク・ライフ・バランス、イクメンと いった明るい話題も「労働」の守備範囲です。

こうしたテーマに関する調査依頼に対し、最 適な資料を探し出し、必要に応じて報告書も作 成して、ご依頼いただいた国会議員に提供する のが日々の仕事です。ときには議員に直接お会 いし、資料の説明をすることもあります。

しかし、依頼の趣旨にぴったりの資料にすん なりたどり着くことはまれです。資料を求め、 地上に地下に数階分にも伸びた広大な書庫内を 上下左右に移動し、膨大な所蔵資料から最善の ものを探します。ときにはインターネットの情 報の海に潜り、必要な資料を探し出さなければ



なりません。日本語資料では足りず、辞書を片 手に外国の政府や研究機関の資料を解読し、四 苦八苦することも、よくある調査風景です。

こうして集めた資料の山から最適なものを選 び出し、読み込み、わかりやすい文章・見やす い図表で、いわばオーダーメイドの調査報告書 を作成します。資料の選択と調査報告書の執筆 は、調査員の腕の見せどころ。回答までの期限 が短い場合も多く、手に額に冷や汗をかきなが ら、課内で団結して回答作成にあたります。

なんとか回答をまとめ、「お役に立ってくる んだぞ」と念を込めながら、ご依頼いただいた 議員のもとに資料を送り出します。こうして用 意した資料が国会審議で使われたり、先方から お礼の言葉をいただいたりしたときは、わが子 が手柄を立てたかのように感無量です。そんな ときの一杯のお茶は格別。この格別感を得るた め、日々、情報収集、自己研鑽に励んでいます。

(社会労働課 南米生まれの海女)

国立国会図書館は、法律によって定められた納本制度により、 日本国内の出版物を広く収集しています。 ここでは、主として取次店を通さない 国内出版物を取り上げて、ご紹介します。

サークル誌の時代

労働者の文学運動1950-60年代福岡 2011年福岡市文学館企画展

福岡市文学館 編・刊

2011.11 96p 20×21cm

<請求記号 KG751-J41>

本書を手に取ってタイトルを一瞥したとき、「炭 鉱労働者たちは、過酷な生活の中にあっても文芸 サークルを結成し、労働者としてみんなで一致団結 して行動するとともに、豊かで生き生きとした人間 的な文化活動を育んでいたのです」といった、「い かにも」な内容を思い浮かべてしまったことを正直 に白状しなければならない。一読して感じたのは、 私のようにわかったつもりになってしまっている者 の態度を揺るがし、突き動かすことこそ、この本の 意図するところの一つではないかということだ。

本書は福岡市文学館による同名の企画展の図録で ある。主に福岡県内のサークル誌を対象とし、「炭 鉱」、「門鉄(門司鉄道管理局)」、「製鉄」に大きく 区分したうえで(多くのサークル誌はこうした場か ら生まれてきたのだ)、各誌について、概要紹介に 加えて掲載作品の一部とその批評も併載している。 また、サークル交流誌として県内のみならず九州・ 山口全体を結び付ける役割を果たした『サークル 村』とその中心人物(谷川雁、上野英信、森崎和江) にも相応の紙幅が割かれ、「ガリ版」や「三池闘争」 といったキーワードをめぐるコラム、関係者の寄稿・ インタビュー、各誌の表紙を並べた巻頭グラビア、 巻末の詳細な地図・年表もそろい、充実した構成と なっている。なお、掲載されているサークル誌のほ とんどは、その性質上当館でも所蔵していない。

ただ、本書 を際立たせて いるのは、そ の資料的価値 だけではない。 随所に露わに なっているの は、先人の安 易な顕彰や歴



史的事実の単なる発掘に留まることなく、サークル 誌とその参加者たちが抱いていた課題を内在的に受 け止め、批評しようとする執筆者・編者の問題意識 である。確かに冒頭に述べたような側面もなかった わけではないが、文化活動が政治運動に従属してし まう局面や、サークル参加者が自らを「労働者」と いう類型的な位置付けに無批判に収めてしまう怠惰 な姿勢も忌憚なく抉り出している。あるサークル誌 に至っては、「ほとんど全てが燃えないボタのよう な作品」(p.26) とまで言い切られている (ボタと は採炭の際に発生する廃石のこと)。

だが、同時に見逃してはならないのは、そのよう な諸作品をも丁寧に読み込んだうえで、それらが生 み出されるに至った契機にまで遡って考察しようと する、執筆者・編者の切実さである。決して現在の 高みに安住して過去を批判するのではなく、そして 冒頭のようなありがちな理解によって過去を消費す るのでもなく、残された作品の可能性の中心を汲み 取ろうとする困難な作業を遂行している。こうした 姿勢こそ、本書を読むにあたっても鑑とすべきもの ではないだろうか。

安井 (調査及び立法考査局社会労働課

風雪の百年

チッソ株式会社史 チッソ 刊 2011.9 656p 29cm

<請求記号 DH22-J1089>

本書は、チッソ株式会社の100年の歩みをまとめ た社史である。野口遵が前身の曾木電気を創業した 1906年から2006年までの歩みをまとめている。冒 頭の辞として後藤舜吉代表取締役会長による「発刊 にあたって」が掲げられ、全8章と結び、資料、年 表(年表は2008年まで記述)により構成されている。 編集に際しては(1)創業者伝にしない、(2)社の歴 史を素直に受け止め、教訓を読み取る、(3)資料に 基づいて客観的に記述するという方針がとられたと いう (参考:『日本経済新聞』2012年10月20日)。

全体としては、やはり戦前と戦後で二分される 印象を受ける。前半の第1章から第3章にかけては、 創業者たる野口遵の業績を中心として記述してい る。野口は曾木電気を創業後、1908年に日本カー バイド商会と合併して日本窒素肥料を設立した。 野口の尽力の下で、日本窒素肥料は事業を拡大し て日本を代表する化学工業会社へと成長し、朝鮮 半島での広範な事業展開も可能となるほどの巨大 グループへと至ったのである。特許取得やそれを めぐる紛争、敗戦に伴う撤収等に係る、野口を筆 頭とする経営陣の様々な苦闘は、読み物としても 興味深いものとなっている。後半の第4章から第8 章では、1944年の野口の死後、すなわち戦後の事 業展開につき整理しており、肥料・電気化学事業 から石油化学・液晶・電子部品事業へと進出して いった過程が綴られている。

ところで、企業と してのチッソを語る 場合には、やはり水 俣病問題を切り離す ことはできない。「発 刊にあたって」にお いて後藤会長は、「水 俣病の発生を防ぎ得 ず、重大な結果を生 じてしまったことは、 云うまでもなく、最



標題紙

大の痛恨事」であるとし、本書では水俣病の「大き な流れと、主要な事実のみにとどめ、それが、その 時々の経営にどのような影響を与えて来たかを記述 すること」にしたと述べている。水俣病については、 時系列に沿って第5章以降数か所に分けて30ページ 強の分量で記述されており、1956年5月1日の水俣 病患者公式発見から、国と県の行政責任が確定した 2004年関西訴訟最高裁判決までの動向が整理され ている。自社の社史においても、過去に引き起こし た重大な公害問題と向き合い、それに係る記述を残 したことになるが、その一方で当該記述については、 加害企業として真摯に反省した様子がうかがえない との批判も有識者からなされた (参考:『熊本日日 新聞』2012年6月14日)。なお後藤会長は、「会社 としては、別途、この問題〔筆者注:水俣病〕につ いての記録を著し、後に伝えたいと考えて」(「発 刊にあたって」)いるとも述べている。

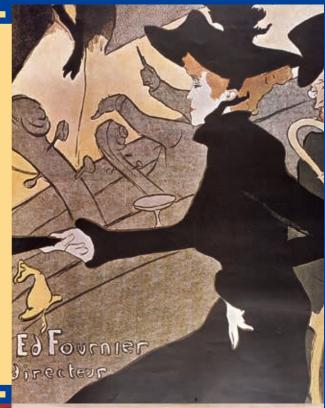
(調査及び立法考査局国会レファレンス課

おはは諸橋 邦彦) ようこそ、 心躍るひとときへ

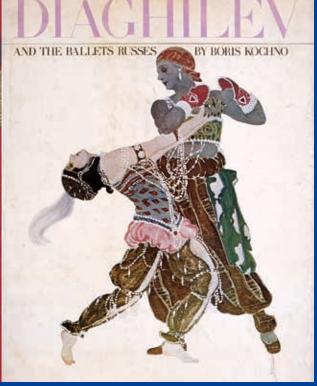
一蘆原英了

コレクションの世界-

2. シャンソン







蘆原英了コレクション―それは国立国会図書館が誇るバレエやシャンソン、演劇、サーカス等に関する資料を集めた世界有数のコレクションです。蘆原コレクションの世界を紹介する3回シリーズの2回目。今回はシャンソンを日本で普及させることに尽力した蘆原の面影を、資料の中に見てまいりましょう。ようこそ、心躍るひとときへ―

■蘆原英了とシャンソン

蘆原英了コレクションのシャンソン関係の資料 には、蘆原がフランス滞在時に買い求めたと思わ れる洋書のほか、レコードや楽譜、コンサートの 公演プログラム、歌手のポスターやブロマイドな ど多数の資料が残されています^{注1}。

蘆原の著書『巴里のシャンソン』^{注2}の「あと がき」によると、蘆原がシャンソンに興味を抱い たのは、昭和2~3 (1927~1928) 年頃だったよ うです。ちょうど、パリに滞在していた叔父藤田 嗣治の影響で、フランス文化に心を惹かれ始めて いた蘆原は、その頃入手したラケル・メレ^{注3}や ミスタンゲット^{注4}らのレコードを聴いたことを きっかけに、シャンソンに対して「異常な興味」 を示すようになったといいます $^{$ 注5</sup>。昭和7(1932) 年から翌年にかけてパリに渡り、本場のシャンソ ンに魅了された蘆原は、帰国後、日本蓄音器商会 (後の日本コロムビア) が販売するシャンソンの レコードに解説を書く仕事を始めました。とくに 昭和13(1938)年には、『シャンソン・ド・パリ (Chanson de Paris)』いうアルバムを監修し、大 きな反響を呼びました 16 。このアルバムは、6枚1組に解説書が付いて、1セット11円で販売さ れました。これは、当時の小学校教員の初任給の 5分の1ないし4分の1の価格に当たるもので 注7 、 非常に高価なアルバムでしたが、予想を大きく上 回り、1万セット以上も売れたといいます^{注8}。



『シャンソンの手帖』 蘆原英了 著 書房 1985 <請求記号 KD841-291 > *人文総合情報室で開架もしています。

■シャンソンとは何か?

ここまで、何気なく「シャンソン」という単語 を用いてきましたが、そもそもシャンソンとは何 でしょうか。蘆原は、シャンソンを説明する際、 思想家であり、音楽家でもあったジャン・ジャック・ ルソーの定義を好んで用いています。

- 注1 国立国会図書館収集整理部編 『蘆原英了コレク ション目録国立国会図書館所蔵』第1巻 洋書編 第2 分冊(シャンソン・演劇・サーカス) 国立国会図 書館 1983 <請求記号 KD1-47>にシャンソン関 係の洋書が掲載されています。また、同第2巻には 楽譜、第3巻にレコードがそれぞれ掲載されています。
- 注2 蘆原英了 『巴里のシャンソン』 白水社 1956 国立 国会図書館デジタルコレクション http://dl.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/2482215(国立国会 図書館/図書館送信参加館内公開)
- ラケル・メレ (Raguel Meller 1888-1962) はスペ イン出身の女性歌手。第一次大戦後にパリでシャン ソン歌手としてデビューし、1926年には映画『カル メン』で主演を務めました。
- 注4 ミスタンゲット (Mistinguett 1873-1956) はフラン スのシャンソン歌手、女優。「レヴューの女王」と評 され、ムーラン・ルージュなどの舞台で活躍しました。
- 注5 前掲注2 p.400
- 注6 同アルバムの解説書は、国立国会図書館デジタルコ レクションに収録されています。 http://dl.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/1899511(国立国会 図書館/図書館送信参加館内公開)
- 注7 森永卓郎監修 『物価の文化史事典 明治・大正・昭和・ 平成』 展望社 2008 <請求記号 D2-J74> p.398
- 注8 上掲 『シャンソンの手帖』 pp.84~85

―シャンソンというのは、非常に短い抒情的 な小さい詩の一種で、通常、気持のいい主題に 関して歌ったものであり、その詩に対して次の ような場合に歌うために節づけしたものであ る。即ち、うちくつろいだ時、もしその人がお 金のある人だったら、テエブルのまわりに多く の友達や或いは情婦といっしょにいる時、或い はまた、たった一人でいる時、ちょっとした短 い間の退屈をまぎらすために、もしその人が貧 しい人であったら、みじめさや労働をやさしく 慰めるために、歌う唄である^{注9}。

蘆原は、シャンソンとは、堅苦しいものでなく、 また、職業的声楽家ではなく一般大衆自身が歌い 手になるところに特徴があるとも述べています。 それゆえ、シャンソンの歌詞は単純で覚えやすく、 それでいて「一篇のドラマ」になっていることが 条件とされます。

蘆原が収集した洋書には興味深い資料がいくつも 含まれています。例えば、19世紀末から20世紀に かけて活躍した歌手イヴェット・ギルベール(Yvette



L'Art de chanter une chanson Yvette Guilbert B. Grasset 1928 <請求記号 VA54-G13-3>

Guilbert 1865-1944) が著した L'Art de chanter une chanson (シャ ンソンの歌い方) という本では、歌 手の表情や姿勢に まで説明が及んで います。シャンソ ンを歌うためには、 詩に託された豊か

な感情を、全身を使って表現することが求められて いるとわかります。

■ダミア来日公演



『ダミア愛唱歌集 A』 The Yomiuri Shinbun 1953 <請求記号 VA201-3729>

すでに昭和初期か ら、日本国内にもシャ ンソンのレコードが 紹介されていました が、本場フランスの シャンソン歌手の来 日公演は、第二次世 界大戦後になってか らでした。日本に初

めて来日したフランスのシャンソン歌手は、「暗 い日曜日 | などで知られる"シャンソンの女王" ダミア (Damia 1889-1978) でした $^{$ 注10</sup>。

ダミアの来日公演は、昭和28(1953)年、読売 新聞社の招待により開催されました。蘆原は、解 説者として、各地で行われた彼女の公演に随行し ています。5月3日の日比谷公会堂を皮切りに、 名古屋、京都、大阪、福岡、仙台でもリサイタル が催されました。ダミア初の独唱会となった日比 谷公演では、2,700人のファンが集まり、なかには 涙すら浮かべた聴衆もいたといいます。 まだまだ 海外の歌手の来日公演は珍しいものだったのです。

注9 前掲注2 『巴里のシャンソン』 pp.14~15

注10 藤田嗣治はダミアと交友があり、彼女のレコード・ ジャケットに使われた肖像画も描いていました。「パ リの藤田、新たな素顔――歌手ダミアの肖像画発見」 『日本経済新聞』2011年11月8日 夕刊も参照。

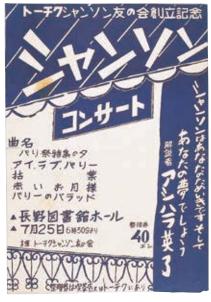
シャンソンの 紹介者として

蘆原は、その後も シャンソンの普及に努 めていきました。年譜 によると、旺盛な執筆 活動の傍らで、昭和28 (1953) 年にはシャン ソン愛好会を発足させ ています^{注11}。そこで は、フランスから最新



「来朝したシャンソン歌手に よるシャンソン」 1963 <請求記号 VA251-1386>

LPレコードを購入し、蘆原独自の解説つきで紹 介したといいます。昭和38(1963)年9月21日には、 東京都立日比谷図書館講堂で定期的に開催されて いたレコードの演奏会「土曜コンサート」で「来 朝したシャンソン歌手によるシャンソン」が催さ れ、蘆原はそこでも解説を担当しています。同演



チクシャンソン友の会創立記念 シャンソンコンサート」 [19--] <請求記号 VA331-30>



Hymne à l'amour (愛の讃歌) paroles de Edith Piaf, musique de Marguerite Monnot, 岩谷時子 訳詞 Suisei-sha 1957 <請求記号 VA132-H-59>

奏会のプログラムによれば、ダミアの「暗い日曜 日」のようなスタンダード・ナンバーに加え、人 気歌手のイヴ・モンタンが歌う「さくらさくら」 なども演奏されたようです。高度成長期に入り、 巷ではロックやジャズのレコードなども流行しは じめていましたが、シャンソンの人気も衰えずに 続いていました。

さらに蘆原は、昭和43(1968)年から昭和52 (1977) 年までの間、NHK ラジオ「午後のシャン ソン」に出演して、多くの楽曲・歌手を紹介して いきました。蘆原がシャンソンの普及に果たした 功績の大きさは計り知れません。

蘆原英了コレクションに残されたシャンソン関 係資料は、戦後日本の復興のなかで、「シャンソ ンの紹介者」として、ヨーロッパの芸能文化を広 めることに力を尽くした蘆原の面影を今日にまで 伝えています。

> (利用者サービス部人文課 長尾 宗典)

注11 蘆原英了 『私の半自叙伝』 新宿書房 1983 p.288

■法規の制定

【規則第6号】国立国会図書館視覚障害者等用資料送信及び貸出規則

【規則第7号】国立国会図書館組織規則の一部を改正する規則

(いずれも平成25年12月18日制定)

視覚障害者等用データの視覚障害者等または図書館等への送信および学術文献録音テープ等の図書館等への貸出しのために必要な規定の整備を行った。あわせて、関西館図書館協力課において視覚障害者等用データの収集、送信等に関する事務を、関西館電子図書館課において当該事務に係る情報システムの開発に関する事務を行うこととした。これらの法規は、平成26年1月1日から施行された。

【規則第8号】国立国会図書館資料利用規則及び国立国会図書館国際子ども図書 館資料利用規則の一部を改正する規則

(平成25年12月18日制定)

国立国会図書館視覚障害者等用資料送信及び貸出規則に基づく登録を受けた視 覚障害者等に関し、一般利用者登録を受けたものとみなす特例を設けるとともに、 東京本館および関西館における視覚障害者等のための資料等の閲覧手続を簡素化 した。あわせて、視覚障害者等のための資料の取寄せおよび図書館間貸出しによ り資料を借り受けた図書館等における視覚障害者等向けの複製のために所要の規 定の整備を行った。平成26年1月1日から施行された。

【規則第9号】国立国会図書館中央館及び支部図書館資料相互貸出規則の一部を 改正する規則

(平成25年12月27日制定)

絶版等資料(絶版その他これに準ずる理由により一般に入手することが困難な図書館資料)について、国立国会図書館がデジタル化した図書館資料を用いて、国立国会図書館中央館から支部図書館への送信を行うために必要な規定の整備を行った。平成26年1月21日から施行された。

【告示第2号】複写料金に関する件の一部を改正する件

(平成25年12月27日制定)

複写料金等のコンビニエンスストアからの支払が可能となることに伴い、利用者がコンビニエンスストアでの複写料金等の授受に係る手数料を負担することとした。あわせて、所要の規定の整備を行った。平成26年1月7日から施行された。



国立国会図書館視覚障害者等用資料送信及び貸出規則ならびにこれらの法規に よる改正後の国立国会図書館資料利用規則(平成16年国立国会図書館規則第5 号)、国立国会図書館国際子ども図書館資料利用規則(平成12年国立国会図書館 規則第4号)、国立国会図書館中央館及び支部図書館資料相互貸出し及び送信規 則(昭和61年国立国会図書館規則第8号)および複写料金に関する件(昭和61 年国立国会図書館告示第1号)は、国立国会図書館ホームページ(http://www. ndl.go.jp/) >国立国会図書館について>関係法規(http://www.ndl.go.jp/jp/ aboutus/laws.html) に掲載している。

国立情報学研究所(NII)、 科学技術振興機構(JST)、 国立国会図書館(NDL) の3機関長による会談







平成25年12月18日、東京本館において、喜連川優国立情報学研究所長(写 真右)、中村道治科学技術振興機構理事長(写真左)、大滝則忠国立国会図書館長 (写真中央)が会談した。この会談は、国の科学技術振興政策の下で「知識インフラ」 構築に向けた3機関の協力・連携をより強化することを目的として行われ、「電 子情報資源の収集・管理・保存」、「デジタル化及び電子情報資源の利活用」など 5つの分野において協力・連携すること、特に「大震災情報の収集・組織化及び オープン化による利用拡大」、「電子情報の保存」、「情報のオープン化と相互利用 性の確保」の3領域から重点的に連携することで合意した。また、今後も時宜に 応じて3機関長会談を行うほか、「NII・JST・NDL連絡会議」を定期的に開催し、 具体的なプロジェクトの選定や進捗管理等を行うこととした。

平成25年度 国立国会図書館長と 大学図書館長との 懇談会



平成25年11月29日、東京本館において標記の懇談会を実施した。これは、 国立国会図書館が、国公私立大学図書館協力委員会委員館の図書館長および関係 機関の代表者を招いて毎年行っているものである。

今年は、当館から「国立国会図書館と大学図書館との連絡会」の活動報告を行っ た後、同連絡会学位論文電子化の諸問題に関するワーキング・グループ座長の富 田健市岡山大学附属図書館事務部長から「学位規則改正までの取組について」、 引原降士京都大学図書館機構長・附属図書館長から「京都大学における学位論文 の公開状況」、また関西館電子図書館課から「国立国会図書館における博士論文 の収集と利用 | と題した報告があった。その後、学位論文の電子化などの状況に 関する「台帳データベース」の概要と実現への課題、学位論文の公開に係る問題 点、当館の学位論文のデジタル化の進捗、外国雑誌の価格高騰への対応策、当館 におけるマンガ等の収集および利用提供の状況などについて質疑、意見交換が行 われた。

お知らせ

■ 消費税率の引上げに伴う 複写料金等の取扱いに ついて

平成26年4月1日から、消費税率(国・地方)が現行の5%から8%に引き上 げられます。

これに伴い、複写料金等の消費税率も、製品の引き渡し日(後日郵送複写・ 遠隔複写の場合は当館発送日)が4月1日以降の分については8%となります。

■ 雑誌記事索引がOCLCを 通じて利用できるように なりました

平成25年12月5日から、世界最大の図書館サービス組織OCLC Online Computer Library Centerが維持管理する書誌データベース WorldCat を通じて、 国立国会図書館が作成した雑誌記事索引のデータを検索できるようになりました。 提供開始時点のデータ数は、約1,000万件です。今後、データの週次更新を開 始する予定です。

OWorldCat http://www.worldcat.org/

■ 平成25年度の 利用者アンケートの 結果を公表しました

国立国会図書館では、利用者の多様なニーズを把握するため、来館利用者およ び遠隔利用者(来館せずに利用できる各種サービスの利用者)を対象として、毎 年交互にアンケートを実施しています。

平成25年度は、来館利用者に対するアンケートを実施しました。東京本館、 関西館および国際子ども図書館の来館利用者を対象としたアンケートに加え、東 京本館の議会官庁資料室、科学技術・経済情報室の来室者を対象としたアンケー トも実施しました。

実施期間、配布・回収数は下表のとおりです。アンケート結果の詳細は、ホー ムページで公表しています。アンケートにご協力くださった皆様に厚くお礼申し 上げるとともに、この結果を当館の評価制度(活動実績評価)に活かし、サービ スや業務を改善してまいります。

平成25年度来館利用者アンケート

実施場所		実施期間	配布数 (件)	回収数 (件)	回収率
東京本館		8/29~8/31 (3日間)	3,592	1,910	53%
関西館		8/12~8/27 (13日間)	1,937	1,112	57%
国際子ども図書館 (18歳以上)		7/27~8/9 (12日間)	2,400	1,302	54%
国際子ども図書館 (18歳未満)			1,300	704	54%
東京本館専門室	議会官庁資料室	7/23~8/5 (12日間)	109	75	69%
	科学技術・経済 情報室		700	477	68%

OURL http://www.ndl.go.jp/jp/aboutus/enquete2013_01.html 国立国会図書館ホームページ(http://www.ndl.go.jp/)> 国立国会図書館について > 利用者アンケート > 平成25年度来館利用者アンケート結果

お知らせ

■ 新刊案内 国立国会図書館の 編集・刊行物

レファレンス 756号 A4 101頁 月刊 1,050円 発売 日本図書館協会



平成26年の年頭に際して

ヨーロッパの言語状況とその課題―日本の言語問題に示唆するもの― わが国における法教育の現状と当面する課題

カナダの議会制度

憲法第9条の交戦権否認規定と武力紛争当事国の第三国に対する措置

カレントアウェアネス 318号 A4 28頁 季刊 420円 発売 日本図書館協会



北朝鮮の図書館事情

埼玉県高校図書館フェスティバルに取り組んだ3年間―職種を超えた連携とつ ながりの中で一

<動向レビュー>

米国公共図書館における選書(資料選択)方針の現在

ホームレスを含むすべての人々の社会的包摂と公共図書館

国境なき図書館と国際キャンペーン『緊急時の読書』

MOOCの現状と図書館の役割



入手のお問い合わせ

日本図書館協会

〒104-0033 東京都中央区新川1-11-14 電話 03 (3523) 0812

No.635

February 2014

CONTENTS

- ()2 <Book of the month from NDL collections>
 - A born settler: Mineichiro Adachi and Permanent Court of International Justice
- 1 Special feature: Interview with Mr. Takashi Atoda Turning point for books and reading: From the frontline of a library again 2. Expecting a higher cultural level of the people
- 11 Focus: Linking the Diet with the people Research and Legislative Reference Bureau
- What is the Constitution?: Hearing from an NDL Senior Specialist 12
- 17 National political issues information at hand!: Publications of the Research and Legislative Reference Bureau
- 20 Diet information searchable on the web!
- Search in the Parliamentary Documents and Official Publications Room
- 28 Welcome to an exciting time: World of Eiryo Ashihara Collection 2. Chanson
- <Tidbits of information on NDL> Finding out the best from a sea of information: custom-made research reports
- <Books not commercially available>
 - Sākurushi no jidai : Rōdōsha no bungaku undō 1950-60nendai Fukuoka : 2011nen Fukuokashi bungakukan kikakuten
 - ○Fūsetsu no hyakunen : Chisso kabushiki gaishashi
- <NDL News>
 - ORules & regulations
 - O Meeting of the Director General of the National Institute of Informatics (NII), the President of the Japan Science and Technology Agency (JST) and the Librarian of the NDL
 - OFY2013 meeting between the Librarian of NDL and directors of university libraries

- <Announcements>
 - Change of copying charges with the increase in the consumption tax rate
 - OJapanese Periodicals Index now available through OCLC
 - OResults of the user questionnaire survey FY 2013 now open to the public
 - OBook notice Publications from NDL

国立国会図書館月報

平成 26 年 2 月号 (No.635)

発 行 所 国立国会図書館 平成 26 年 2 月 20 日発行 定価 525 円 (本体 500 円)

編 中 久 責 任 者

公益社団法人日本図書館協会 売 発 〒 104-0033

〒 100-8924

東京都中央区新川1-11-14 電話 03 (3523) 0812 (販売) FAX 03 (3523) 0842 E-mail hanbai@jla.or.jp

東京都千代田区永田町 1-10-1 電 話 03 (3581) 2331 (代表) FAX 03 (3597) 5617 電 話 F A X E-mail geppo@ndl.go.jp

印刷所 株式会社 正文社印刷所

本誌に掲載した論文等のうち意見にわたる部分は、それぞれ筆者の個人的見解であることをお断りいたします。 本誌に掲載された記事を全文または長文にわたり抜粋して転載される場合には、事前に当館総務部総務課にご連絡ください。 本誌 517 号以降、PDF 版を当館ホームページ(http://www.ndl.go.jp/)>刊行物>国立国会図書館月報でご覧いただけます。



「楳嶺花鳥畫譜 蠟梅・鸚鶻」 楳嶺画 明治16 (1883) 1枚 35.4×24.1cm (『あづまにしきゑ』 <請求記号 本別15-22>所収)

国立国会図書館月報

平成26年2月20日発行(2月号通卷635号)

発売 : 公益社団法人 日本図書館協会 定価525円(本体500円)